

今年^は全日本^{国民}医連^{創立} 60周年^{です}!



香川民医連 NEWS

2013年11月22日
NO. 431
発行者 中田耕次

全日本民医連第14回検査部門交流集會に参加しました!

11/9~10 にかけて宮城県仙台市で開催された検査部門交流集會に参加してきました。9日は記念講演と指定演題の報告、10日は分散会が行われました。

記念講演は松島医療生協専務から東日本大震災からの復興と支援活動について、仮設住宅の自治会長から現状について話がありました。専務の体験談は非常に辛く、重いものでした。

その話の中で印象に残ったのは、「私たちはレスキュー隊ではない」ということです。災害時には、まずは自分自身が生き延びること。そして、生きることで周りのフォローやケアをしていくこと。これが医療人としての立場と言われました。支援する時には、検査技師として何ができるかではなく、人として何ができるかを優先すべきと言われ、今まで自分には何ができるのかと悩んでいましたが、解決しました。

震度5以上は病院に駆けつけるというマニュアルも、まずは自分を守るという内容に変更したそうです。二次災害を防ぐためにはある程度の割り切りが必要と言われ、経験者の重さを感じました。

自治会長の話では、仮設住宅はずさんな工事のうち、通常1棟350万円で建つところが800万円かかり、建設した大手ハウスメーカーに不信感を抱いたそうです。また、多くの人々が生活してい



るので、様々なクラブ活動やイベントなどを行い、仮設住宅内の近所づきあいの場を作っていました。

指定報告は4演題あり、そのうち「新病院建設の取り組み～検査部門の新たな出発」では、新病院に移転するにあたって仕事内容の見直し、人員配置の見直しをしたことなどが報告されました。

今回参加させていただいて、新しい仲間と出会えました。そして、新しい仕事の考え方も知りました。平和病院検査科がワンランク上の検査科になるように、資格取得などのできるところから取り組んでいきたいです。

(高松平和病院検査科 宮西智恵)

リレー



投稿

いつでも憲法

憲法改悪に向けた動きが強まる中、県連理事が憲法に対する想いをリレーで投稿していきます。

2013年11月13日参議院本会議で、日本共産党、社会民主党と無所属議員2名以外の賛成多数で「生活保護法の一部を改正する法律案と生活困窮者自立支援法案」が可決されました。翌14日には全日本民医連の藤末会長名にて上記法律案・法案の可決への抗議、衆議院での徹底審議と廃案を求める声明が出されました。

すぐに頭に浮かんだことは2013年2月12日～3月20日にかけて全日本民医連生活保護受給者実態調査が実施されたことでした。これは2012年8月成立の「社会保障制度改革推進法」の附則で生活保護制度の見直しが掲げられ、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化が明記されたこと、そして2013年度予算案において生活扶助費(医療扶助と並び、生活保護の扶助の中で中心的な扶助)の削減が出され、7.4%、670億円削減が盛り込まれていること、2015年度には基準額で670億円、期末扶助を加えると740億円の削減が予定されていることを受け、生活保護受給者の生活実態を調査し本当に現行の生活保護基準が憲法25条にある健康で文化的な最低限度の生活を保障しているかどうかという核心部分を検証するためでした。私の事業所の高松平和病院でも遅れて4月に調査実施しました。来院時の聞き取りや自宅訪問での聞き取りを体験して私自身の想像以上の実態に胸が締めつけられました。

日本政府は、自助を強めた「自己責任」を推し進めています。しかし不況→失業→貧困・健康格差→自殺者・餓死・孤立死がいまの現状です。日本国憲法は、「人間らしく生きるためには何をすべきか、何が出来るか、どうあるべきか」を指示してくれる手本書だと思えます。また25条だけでなく9条、13条にあるような「社会保障・平和・自由・幸福追求」といった権利を明記した我が国にとってかけがえのないものだとも感じています。もっと憲法を深く理解し経験値を積み上げて、間違った政策を掲げている政府に「NO」と自信を持って主張できるようになりたいと思えます。

香川民医連事務局次長(高松平和病院事務次長) 中津 洋二